

## 会 議 録

会議の名称		第2回守谷市行政改革推進委員会		
開催日時		平成23年10月20日（木） 開会：15時00分      閉会：16時50分		
開催場所		守谷市役所 A棟3階 庁議室		
事務局（担当課）		総務部 企画課		
出席者	委員	須賀会長，齋藤副会長，川西委員，柳橋委員，大塚委員，吉村委員，鮎川委員，鍵和田委員		
	その他	古谷生涯学習課副参事		
	事務局	寺田総務部長 須賀企画課長，濱田課長補佐，飯島主査，石毛主事		
公開・非公開の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	1人
公開不可の場合はその理由				
会議次第		1. 開会 2. 会長あいさつ 3. 議 事 (1) 行政改革実施計画執行管理表について (2) もりや生き生きライフリーダーバンクについて (3) その他 4. 閉会		
確定年月日		会議録確認者		
平成23年11月15日		会長 須賀 吉 一		

# 審 議 経 過

## 1 開 会

【事務局】

## 2 会長挨拶

【須賀会長】

## 3 議事

### (1) 行政改革実施計画執行管理表について

事務局： 【資料の確認を行う】

事務局： それでは、これより議事に入ります。進行については、須賀会長にお願いいたします。

会 長： それでは、早速ですが、(1) 行政改革実施計画執行管理表について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 【(1) 行政改革実施計画執行管理表について説明を行う】

会 長： 質問等があれば、お願いします。

委 員： これは経過報告という形ですね。

会 長： はい。以前は改革する部分も多くありましたが、現在では少なくなってきたと思います。事務局から何かありますか。

事務局： 整理番号24「安定した事業運営のための官民連携の推進」に関してですが、今は住民への説明会を開催しているところですが、3月の大震災を受けまして、民営化した場合、例えば守谷市も被災し、復旧が必要となってきた場合に、国の補助事業として受けられるのかどうかという点も検討しなければなりません。また、今回のように守谷市での被災が比較的少ない場合でも、近隣市町村への応援が必要となった場合に、スムーズにその業務が遂行できるかなど、経営の安定化というだけではなくて、安心・安全という面からも検討を進めていく必要があります。

また、整理番号22「納税窓口の拡大」に関してですが、ペイジーについて守谷市は積極的に取り組んでいきたいと考えていますが、一部金融機関との間で、詰めなければならない課題も残っていますので、当初の計画よりは少し遅れる可能性があります。

会 長： コンビニエンスストアでの納付はできるのですね。

事務局： コンビニエンスストア及びクレジットカードでの納付はできます。更なる利便性の向上ということで、インターネットを利用したペイジー納付の導入を進めているところです。

委 員： 整理番号02「守谷市地域福祉計画策定事業」に関してですが、この事業は、他の事業と比べて新しい事業だと思いますが、この後の議題でもあるリーダーバンクとの繋がりはあるのでしょうか。この事業は具体的にど

のような人達が運営の中心になっているのでしょうか。

事務局： この事業は、社会福祉課及び社会福祉協議会が主体となって行っている事業です。社会福祉課で地域福祉計画を作成し、社会福祉協議会で、その計画に沿った行動計画を作成することになっています。国の方からも、地域に関する福祉計画を作成するようという指導があった中で、守谷市でも作成を進めているところです。地域のことはなるべくその地域で解決していくという基本理念がありますので、リーダーバンクに限った話ではなく、地域にいるボランティアの方も、重要な役割を担っていくものと思います。この事業に関して、もう少し説明が必要ということでしたら、次回の当会議の議題として、勉強会ということでも挙げて良いと思います。

会 長： 非常に良い事業だと思えますが、抽象的で内容があまり見えません。

事務局： 現在、市内には社会福祉協議会の支部が6つあります。それぞれの地区ごとに出ている課題は違っていますので、その支部ごとに実施計画を作成するという進めています。

委 員： 町内会の加入率も大事だと思いますが、現在の町内会は、新規の加入も少なく、加入者も高齢化していることなどに伴い、組織として弱体化してきていると思います。個人の防犯意識が高くなっている反面、地域から孤立化している家も増えてきていると思います。行政との連携ということでも課題があると思います。

会 長： やはり地域のリーダーがいるかどうかという点が重要だと思います。守谷市には、優秀な人が多いと思いますので、そういった方にどう活躍していただくかということが、課題だと思います。全てを行政に任せる時代ではなくなってきていると思います。

委 員： 私も町内会の活動をしていますが、社会福祉協議会とは、少し距離があるように感じています。その距離を縮めていく必要があると思います。

会 長： 区長会議でも、そういったことは話題になっています。

委 員： 整理番号15「手当の総点検をはじめとする給与の適正化」に関してですが、改革内容に、特殊勤務手当とありますが、何が特殊勤務に当たるのかという素朴な疑問があります。それは不快であったり、危険であったりといった業務のことだと思いますが、ここに記載されている特殊勤務手当は、その職種は特殊であるものの、業務内容としては特殊ではないと思います。また、この手当は月額で支給されているようですが、通常は実績に応じた支給であると思います。改革をすれば、日額支給ということも考えられると思います。

事務局： 守谷市の場合は、職員の給与体系が、行政職一、二の2種類しか適用していません。その関係で、本来であれば、医療職や技術職など、その職種によって給与体系が異なるものですが、守谷市では現在そうになっていません。全体的な給与体系を検討すべきではないかと考えているところです。

会 長： この管理表を見ると、平成23年度は、その是正計画の策定期で、平成

24年度からは、実行とありますので、既に検討はある程度進んでいるのでしょうか。

事務局： 現在進めているところですが、まだ検討課題は残っています。

委員： 最終的には、組合との労使交渉で決まることだと思いますが、この特殊勤務という名称も、実態に合っていないと思います。

事務局： 特殊勤務手当という名称もまぎらわしいので、資格手当が良いのではないかという意見もあります。地方自治法では、資格手当というものはありません。そういった関係もあり、現在は特殊勤務手当となっていますが、それも可能な範囲で見直したいと考えていますが、難しい部分もあります。

委員： 整理番号07「コミュニティバス運行経費負担の軽減」に関してですが、この管理表では、各年度の数値目標は、前年度輸送人員の3%増員を目指すとあり、その目標は達成しているようですので良いと思います。補助金についてですが、国にはこれから申請するのですか。

事務局： 補助金については、3年間の補助期間があり、現在も補助を受けている状態です。本年度分も申請はしています。補助金額は、補助対象経費の2分の1と国の要綱で決まっていますが、国の予算にも限りがある中で、各自治体に分配するので、必ずしも2分の1は交付されない現状です。まちづくり交付金に関しては、来年度からの補助を見込んでいますので、申請はこれから行う予定です。

委員： 守谷市にはバス専用レーンというものがありません。それがあれば事故も少なくなると思いますし、専用レーンまでいかななくても、何か安全を担保するような対策の費用も見込んでほしいと思います。

## (2) もりや生き生きライフリーダーバンクについて

会長： それでは、次の議題(2) もりや生き生きライフリーダーバンクについて、担当課より説明をお願いします。

担当課：【(2) もりや生き生きライフリーダーバンクについて説明を行う】

会長： 質問等があれば、お願いします。

委員： 利用状況を教えてください。

担当課： 平成22年度が6件、平成23年度は9月までの段階で5件となっています。ほとんどが公民館などでの市の主催事業で活用している状況です。市の主催事業以外では1件の利用となっています。もう少し活用していただけるように、ホームページに掲載したりしていますが、あまり利用は増えていません。

会長： これは、民間の人が活用してもらうことが目的ではないのですか。

担当課： 特に民間だけということではなく、行政での活用も含めての制度となっています。

会長： 例えば、少年野球チームを作って、その監督がいない場合に、この制度を利用して、監督をお願いするということでも良いのですか。

担当課： 基本的には、短期的な活用を想定していますが、登録者と利用者との間でそういった話し合いが成立すれば、特段問題はないと思います。

委員： この制度の要綱の第11条に、営利を目的とする行為は行ってはいけないとありますが、一般的にはお茶代などは集めるものだと思いますが、それはこの条項に当たってしまうのでしょうか。

担当課： そういった目的のものであれば、問題はありません。

委員： これは、利用者は何人以上でなければいけないということはあるのですか。

担当課： 特にそのような規定はありませんので、指導者の判断になります。

委員： 1箇月以内に、利用者は報告書を市に提出しなければならないとありますが、その後は利用できないのでしょうか。

担当課： 報告書は提出していただきますが、その後の関係については、指導者と利用者との間で続けるか否かを決めていただければと思います。

会長： これは、とても良い制度だと思います。ただPR不足だと思います。

委員： 利用されていないネックは、どこにあるのですか。

担当課： 確かに、PRは不足していると思います。これからは、もっと情報を発信していきたいと思います。

委員： 登録者の指導力や人間性などは、どのように判断しているのですか。

担当課： なかなか難しい問題ですが、要綱の第5条に登録の決定等について載っておりますが、細かい事項については載せていません。

委員： 一般的には、欠格条項などを載せているものですので、そのようにしても良いと思います。

委員： 現在、各公民館で講座を開いている先生もいると思いますが、その方とこの制度の関係性はあるのですか。

担当課： この制度に登録している方もいると思いますが、登録は希望制ですので、直接この制度と関係がない方もいます。

委員： この制度の分類の中には、年金や税務などもありますが、例えば、この制度を利用して、その分野を学習していて、実はその内容が間違っていて、多大な損失を被った場合や、スポーツの場合ではこの制度を利用中にケガをしたといったことがあったときに、何か保証はあるのですか。

担当課： 特にそのような規定はありませんが、例えばスポーツの場合などは、個別にスポーツ保険に入るといったこともあると思いますので、そういった範囲での対応になると思います。

委員： 年金や税務であれば、その分野に対応した資格もありますので、その資格を有した人物に指導していただくのが良いと思います。

担当課： 要綱の第12条にもありますが、この制度を利用していただく場合には、指導者と利用者との間でよく話し合っていて、その協議の中で物事を進めていただきたいということが基本となります。

委員： この要綱については、今のままでは少し不足している感もありますので、

もう少し細かく記載してほしいと思います。

委員： この制度と少し関連しますが、高齢者の健康づくりの一環として、例えば病院と連携して、指導者には病院で健康づくり体操などを行っていただくなど工夫もすれば、結果として民生費も抑えられるなど良い影響も出てくると思います。

委員： この制度は、指導者として登録することになっていますが、もっと広くボランティアの方も登録できる制度にすれば、利用者ももっと増えると思います。

事務局： 現在は、市民活動支援センターでボランティア団体の登録を行っています。ただ、個人のボランティアの方の登録は行っていない状況ですので、この点については庁内でも検討させていただきます。

委員： これから高齢化社会を迎えるに当たって、ますますボランティアの方の力が必要になってくると思います。そういった点も考慮し、検討を進めてほしいと思います。

### (3) その他

会長： 議論は尽きないですが、時間の関係もありますので、その他に移ります。何かあればお願いします。

委員： 放射線の除染に関しては、もっと幅広く実施した方が良いと思います。特に小さいお子さんがいる家族は、心配していると思います。

事務局： 市内の幼児施設園庭及び小学校校庭については、除染作業は終了していますし、実際に数値も減少しています。ただ、通学路やその他のエリアの除染になると、まず取り除いた物をどこで処分するかという問題があります。それが決まっていない段階で、除染しても、逆に放射線量が高い物を集めるだけです。自分の家の周りだけ少なくなれば良いという話でもありませんので、まだ検討しなければならないことが多くあります。

委員： 話は変わりますが、守谷駅西口のロータリーですが、朝と夕は特にバスと一般車が入り混じってとても混雑しています。あの解決策はないでしょうか。

事務局： 守谷駅西口のロータリーについては、バスの停車ゾーンは本来バスしか停車できないことになっていますが、そこに停めている一般車があるために、混雑している原因になっています。

委員： もう少し、ロータリーの構造を変える必要があると思います。

事務局： 確かに、根本的には一般車とバス、タクシーなどの公共交通を分けてロータリーを整備すれば、もっと利用しやすくなると思います。ただ、整備費用などの関係もありますので、ハード面の対応は難しい面がありますが、ソフト面での対応も含めて検討しなければいけない課題だと思っています。

会長： それでは、次回開催日について、事務局案はありますか。

事務局： 次回は，2月中旬で開催させていただきたいと思っております。2月の16日（木）などはいかがでしょうか。

会 長： それでは，次回は2月16日（木）午後3時から，場所は庁議室ということで，よろしく願いいたします。また，次回は，執行管理表の進捗報告の他に，何かテーマがある方がいればお願いします。

事務局： 先ほど議論になりました地域福祉計画を取り上げても良いと思います。

会 長： それでは，テーマとして地域福祉計画を取り上げて議論していきたいと思えます。

#### 4 閉会

会 長： それでは，長時間にわたりご審議ありがとうございました。これにて，閉会とします。

事務局： 本日はありがとうございました。